

第2章 館山市における地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 統計から見る現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

館山市の人口は減少傾向にあり、総人口は2016（平成28）年に48,403人でしたが、2023（令和5）年には44,414人となっています。また、2030（令和12）年には40,624人まで減少すると推計されています。

年齢3区分別の人口をみると、全ての区分で減少していますが、特に生産年齢人口（15-64歳）の減少が大きくなっています。

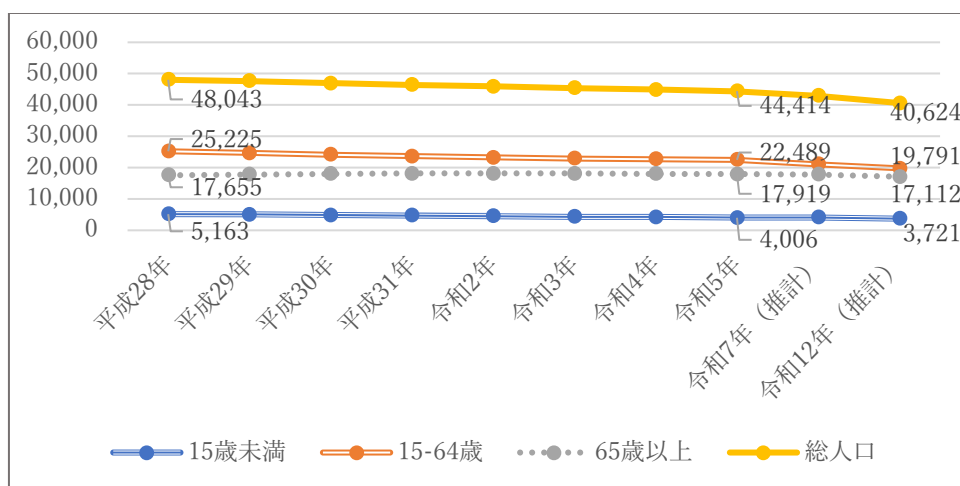


図1 年齢3区分別人口の推移 出典：館山市大字別（町丁字別）人口

(2) 総世帯数と1世帯あたり人数の推移

総世帯数については、2016（平成28）年は22,960世帯でしたが、2022（令和4）年には23,270世帯となり若干増加しています。他方、1世帯あたり人数については減少しており、2016（平成28）年に2.09人でしたが、2022（令和4）年には1.92人となっています。

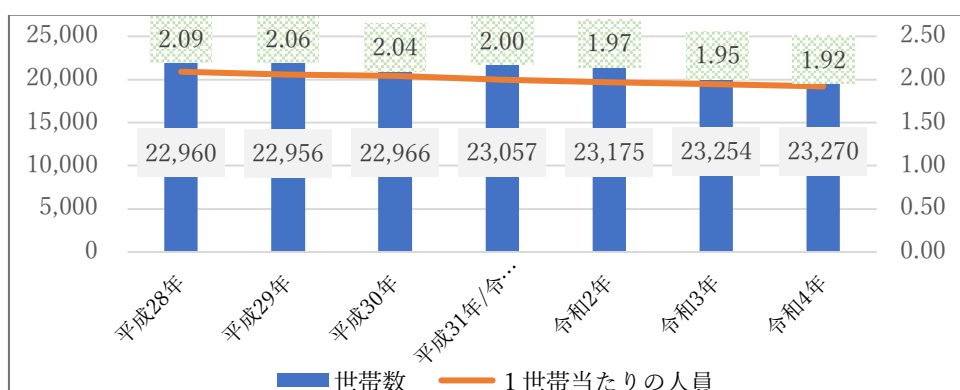


図2 総世帯数と1世帯あたり人数の推移 出典：館山市の統計 2022

(3) 地区別人口・世帯数・1世帯人員・年少人口割合・高齢化率等一覧

図3の地区別世帯数及び人口については、北条が最も多く次いで館山、那古となっています。一方で、最も少ないのは富崎となっています。また、1世帯あたりの人数をみると、九重や那古、豊房、館野で2.0を超えている一方で、その他は全て2.0を下回っています。

続いて図4及び図5の地区別の年齢3区分別人口については、館山、北条、那古において生産年齢人口（15-64歳）が高齢者（65歳以上）を大きく上回っています。他方、西岬、神戸、富崎、豊房では高齢者（65歳以上）の方が生産年齢人口（15-64歳）を上回っており、高齢化が進んでいるといえます。

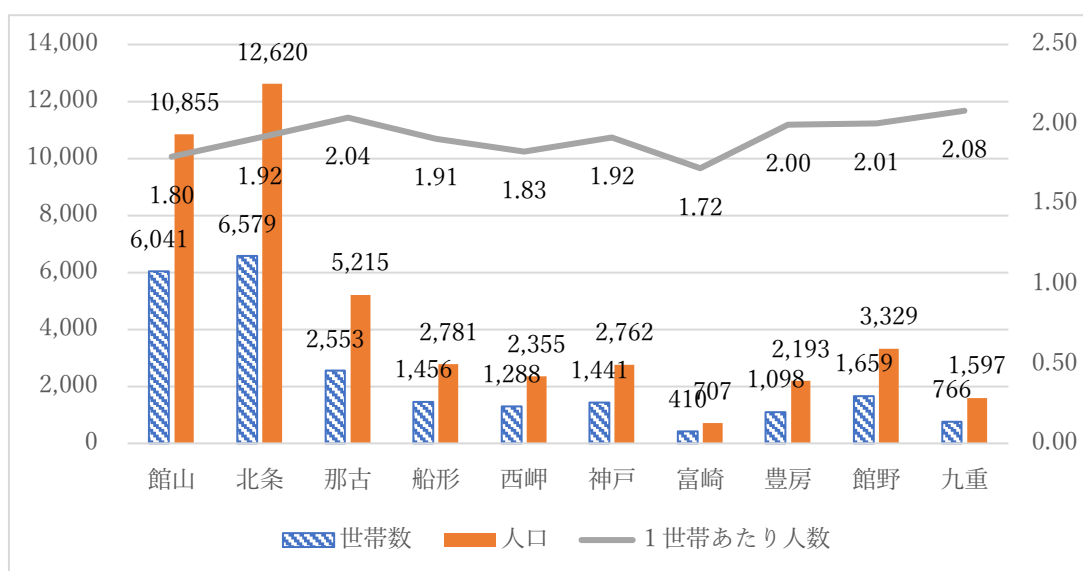


図3 地区別世帯数及び人口・1世帯あたり人数（令和5年4月1日現在）

出典：館山市大字別（町丁字別）人口

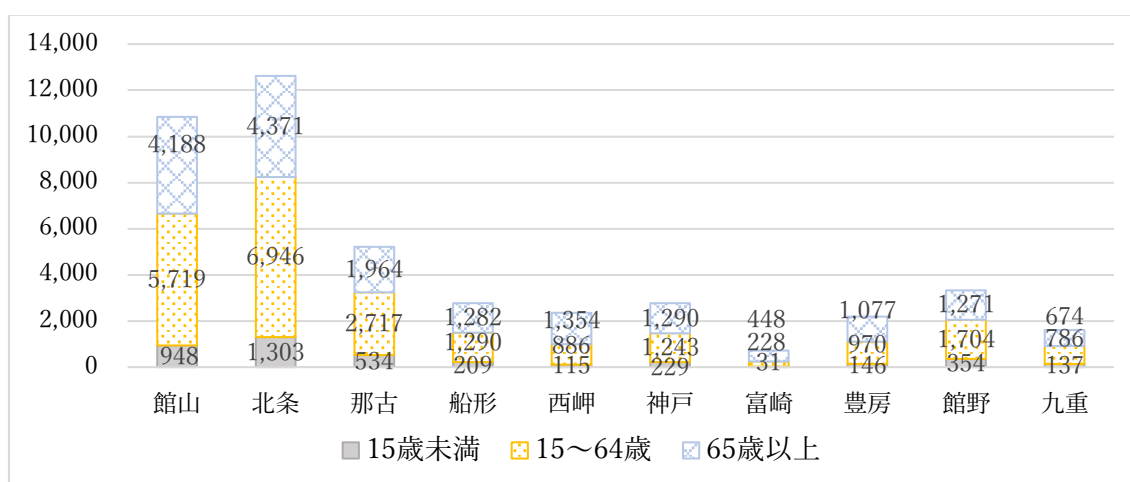


図4 地区別・年齢3区分別人口（令和5年4月1日現在）

出典：館山市大字別（町丁字別）人口

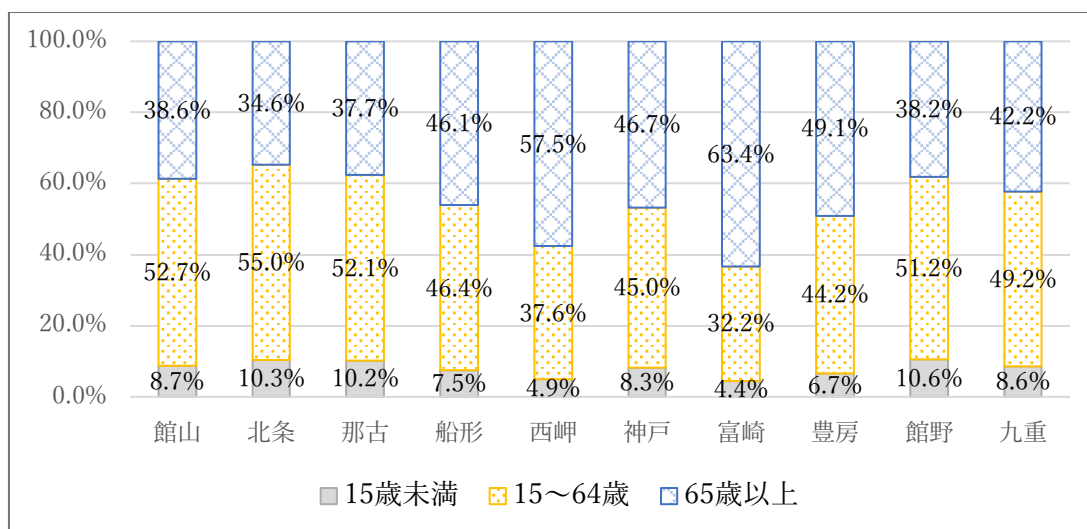


図5 地区別・年齢3区分別人口割合（令和5年4月1日現在）

出典：館山市大字別（町丁字別）人口

（4） 要介護度別介護保険（要支援・要介護）認定者数・認定率の推移

介護保険（要支援・要介護）認定者数・認定率については、2016（平成28）年3月末には認定者数が3,322人で認定率が18.8でしたが、2023（令和5）年2月末には3,768人で21.0と増加しています。

要支援・要介護度別の推移をみると、要介護2と要介護5は増加がみられませんが、その他の介護度については増加しています。

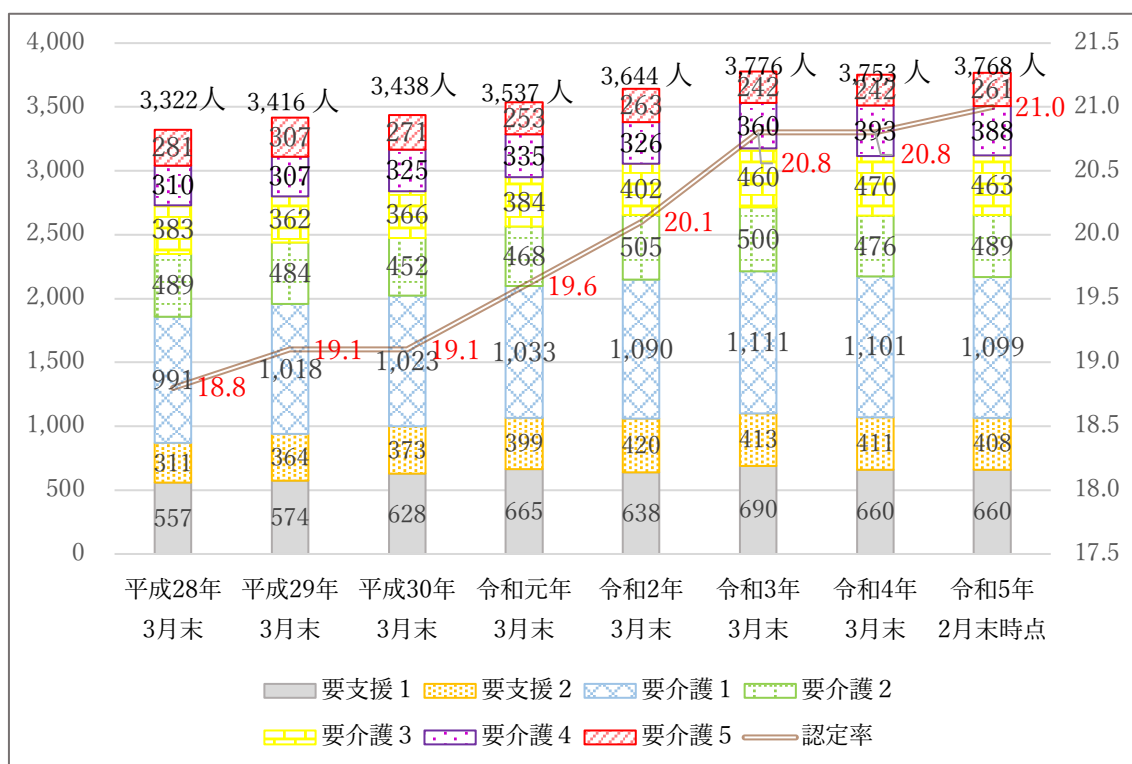


図6 要介護・要支援認定者数の推移

出典：平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、令和3年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和4年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

（5） 障害者手帳（三障害）所持者数の推移

障害者手帳（三障害）所持者数については、2016（平成28）年から増減を繰り返しており、2023（令和5）年は2,756人となっています。

三障害別所持者数については、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数については増加しています。

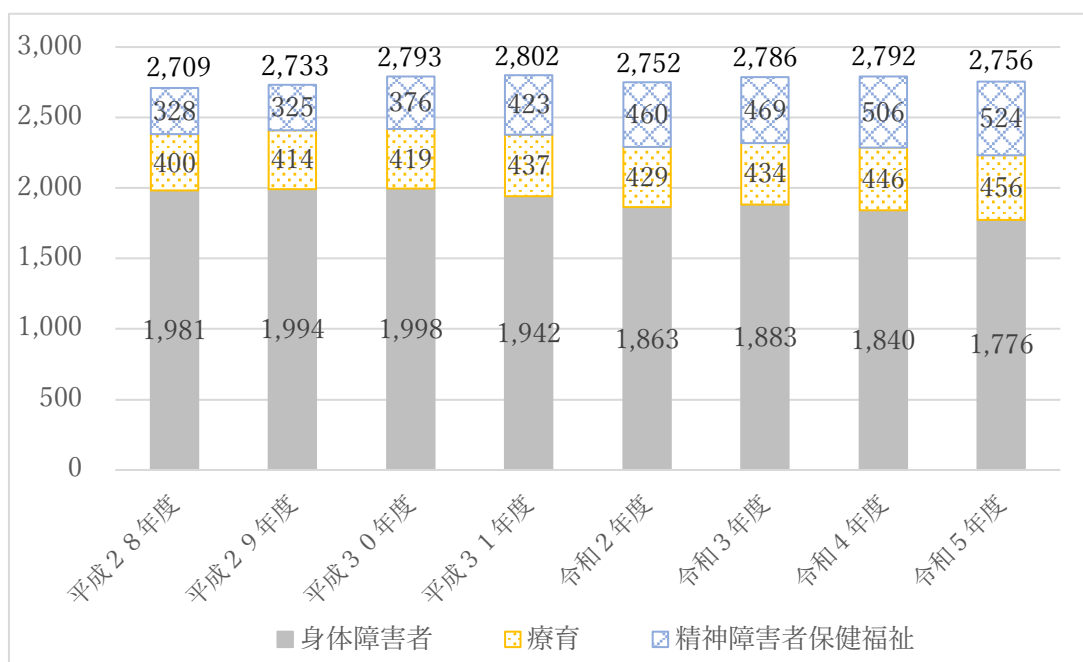


図7 障害者手帳所持者数の推移

出典：市の把握する値

(6) 地区別・三障害別一人暮らし障害者数の現状

地区別・三障害別障害者数については、地区別では館山が最も多く、三障害別では身体障害者が最も多くなっています。

また、三障害別一人暮らし数については、身体障害者手帳所持者が659人、精神障害者保健福祉手帳所持者が278人、療育手帳所持者が144人となっており、合わせて1,000人程度の障害者が一人暮らしをしています。

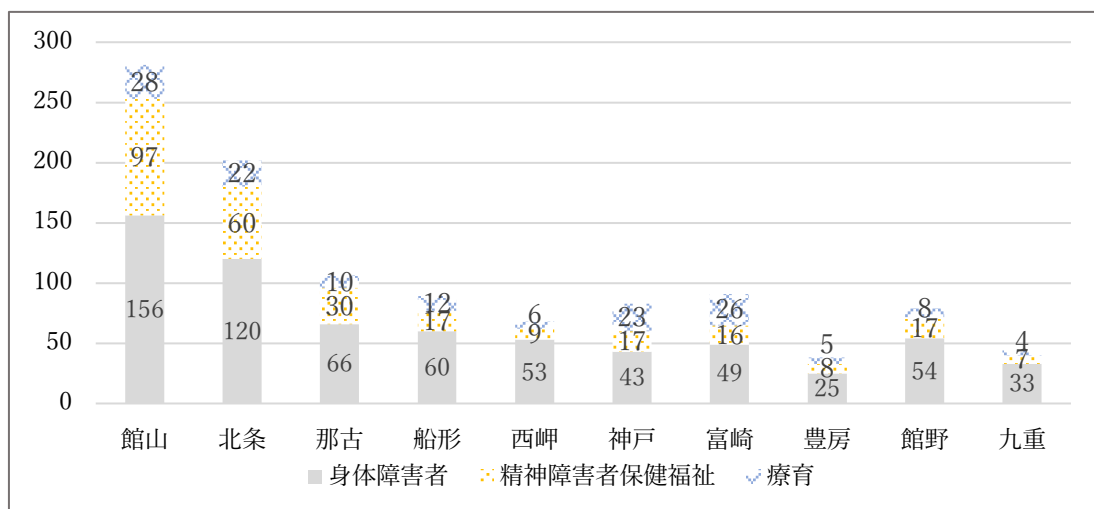


図8 地区別・三障害別障害者数（令和5年4月1日時点）

出典：市の把握する値

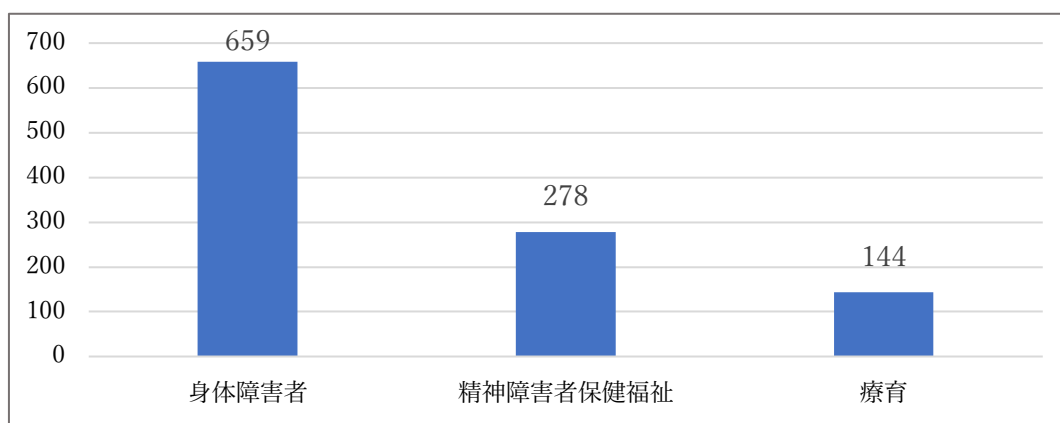


図 9 三障害別一人暮らし障害者数（令和 5 年 4 月 1 日）

出典：市の把握する値

（7） 生活保護受給人数・世帯数の推移

生活保護受給人数・世帯数については、2016（平成 28）年が 706 人で 578 世帯でしたが、2022（令和 4）年は 594 人で 517 世帯と減少しています。

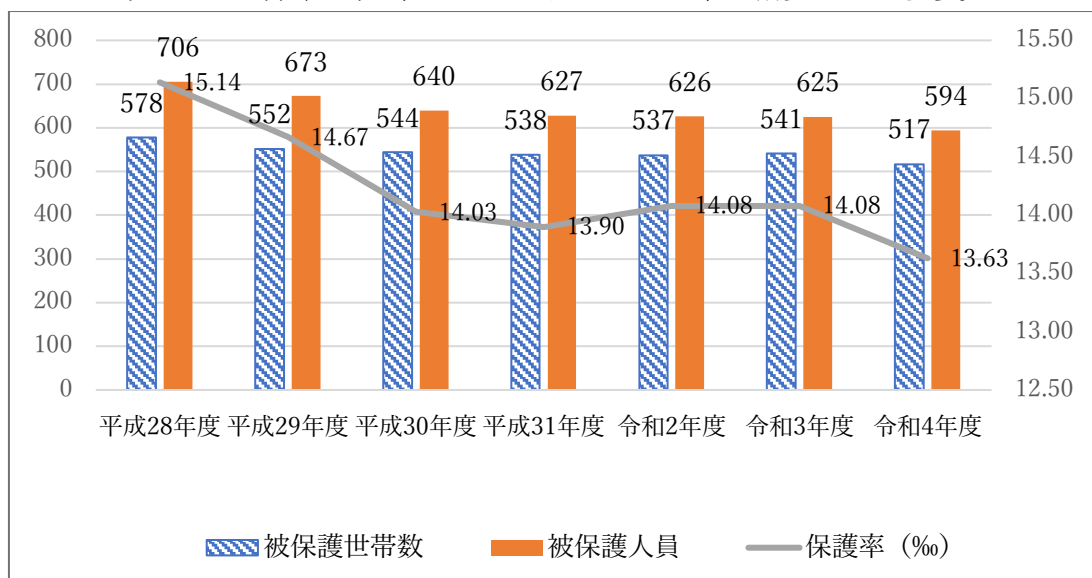


図 10 生活保護受給人数・世帯数の推移

出典：市の把握する値

（8） 生活困窮者自立支援サービス利用者の推移

生活困窮者自立支援サービス利用者についてサービス別にみると、自立相談支援が圧倒的に多くなっています。また、令和 2 年度は利用者が非常に多く、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していると考えられます。

表 1 生活困窮者自立支援サービス利用者の推移

年度	自立相談支援	住居確保給付金	就労準備	家計改善
平成 28 年度	37	1	-	-
平成 29 年度	79	1	2	8
平成 30 年度	72	0	3	5
平成 31 年度	42	3	1	5
令和 2 年度	149	4	1	4
令和 3 年度	88	6	2	6
令和 4 年度	92	6	0	3
合計	559	21	9	31

出典：市の把握する値

(9) 民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員数の推移については 2019（令和元）年度まで定数 111 人に対して委嘱数が 111 人となっています。しかし、2020（令和 2）年度以降は委嘱数が減っており、令和 5 年度には 104 人と定数に 8 人足りない状況となっています。

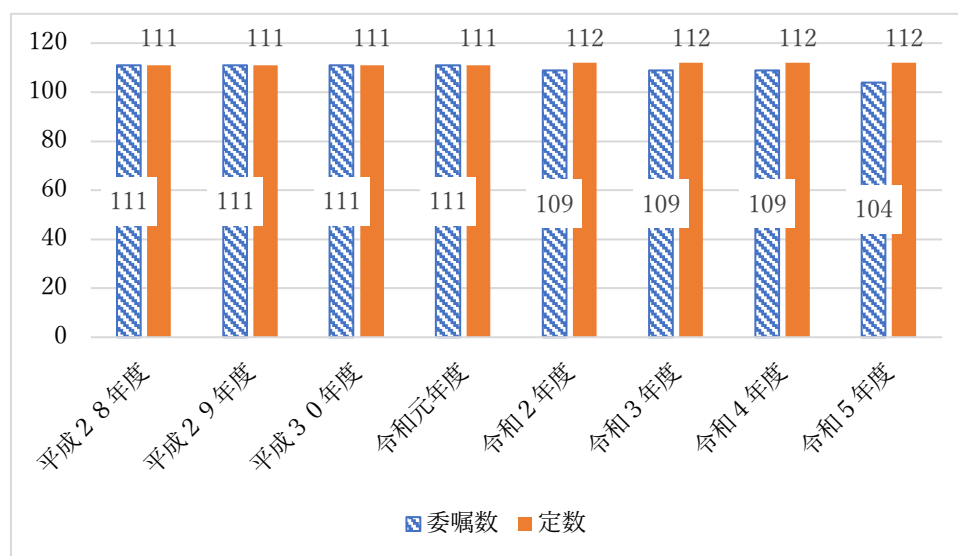


図 11 民生委員・児童委員数の推移

出典：市の把握する値

（１０） 町内会等加入世帯数・加入率の現状

2023（令和５）年４月１日時点での町内会等加入世帯数は 19,920 世帯で、加入率は 85.53%となっています。

表２ 町内会等加入世帯数・加入率（令和５年４月１日）

加入世帯数	19,920 世帯
加入率	85.53%

出典：市の把握する値

（１１） ボランティア団体・NPO 団体（目的別）数と会員数の現状

市が把握しているボランティア団体等の数については、ボランティア団体数が 8 団体で NPO 団体が 23 団体、市民活動団体は 18 団体となっています。

表３ ボランティア団体・NPO 団体数（令和５年５月 23 日）

ボランティア団体数	8
NPO 団体	23
市民活動団体	18

※会員数は不明

出典：市の把握する値

第2節 各種調査にみる現状

- 各種調査の結果については、本節では紙幅の関係上、調査結果から読み取れる「現状の課題」を中心として記述しています。調査結果全体につきましては、館山市ホームページに報告書全文を掲載していますので、そちらをご覧ください。

1 市民意識調査

市民意識調査は、以下のとおり実施しました。

- ① 調査の対象：2022（令和4）年8月1日時点で18歳以上の市民2000人
（住民基本台帳から無作為抽出）
- ② 回収率：881人から回答（有効回収率44.1%）
- ③ 調査期間：2022（令和4）年8月24日～9月20日
- ④ 調査方法：無記名の質問紙調査（郵送配布）
- ⑥ 調査内容：

1	回答者の属性	8問
2	住んでいる地区のことで感じていること	7問
3	毎日の暮らしで感じていること	5問
4	地区での課題や地域活動について	4問
5	災害等の対応について	3問
6	民生委員・児童委員や社会福祉協議会について	4問
7	市の福祉サービスについて	4問
8	自由記述	
	合計（自由記述を含めて）	36問

「地区のことで感じていること」としては、地区の持つ強みとして自然環境の豊かさや治安の良さ、食材の美味しさなどが多く挙がっていました。一方で子育て環境や保健・福祉サービス、災害時の避難・援助体制を強みとする回答は非常に少なく、子育てや保健・福祉、災害対応について課題があると感じている市民が多いと言えます。

また、強みについて地区別にみると、それぞれ回答割合に大きな違いも見られます。例えば、北条地区は他地区と比較すると買い物や医療機関の利便性が高い一方で、西岬地区や神戸・富崎地区などにおいては自然環境が豊かで近隣関係も比較的密ではあるものの、買い物や医療機関等の利便性が低いことが現れています。館山地区は自然の豊かさや近隣関係、買い物の利便性についてどれもほとんど平均かそれ以上の回答があるものの、医療機関については強みとする回答が少なくなっています。

他方、「今後も今の地区に住み続けるために必要な福祉サービス」では、柔軟に対応できる福祉行政サービスや地域医療、地域福祉の充実を求める回答が多い一方で、地区住民同士の交流・支え合いや協働について求める回答は少なくなっています。このことから、市民参加・市民協働などの必要性についてはまだあまり認識されていない可能性が考えられます。

本調査の結果では、単純集計とともに地区別や年代別などのクロス集計も行いましたが、それらの結果からは次のような課題を見出すことができます。

- ・ 道路環境・公共交通機関などの交通インフラの整備
- ・ 身近な困り事について相談できる場所の整備
- ・ 公園など子どもの安全な遊び場の整備
- ・ 実際の災害時の動き方や、避難所生活を具体的にイメージできるような情報の周知や、避難訓練の実施、呼びかけなど
- ・ 民生委員・児童委員についての周知。広報、及びアウトリーチ型支援の強化
- ・ 社会福祉協議会の周知・広報の強化
- ・ 地区活動の活性化や担い手の育成（参加しやすい地区活動の創設）
- ・ 市民参加・市民協働の必要性についての住民意識の醸成
- ・ 市民の福祉意識の醸成
- ・ 市や社会福祉協議会等と市民の連携・協働意識の強化と方法論の検討
- ・ 10 地区それぞれの特性を踏まえた施策の検討

これらの課題が現在の館山市のすべての課題であるとは言い切れませんが、本調査から見出された優先的に取り組むべき課題であるということはできます。館山市の現行の「後期基本計画」では、主な課題として「過度な人口減少の抑制」、「生活の利便性向上やまちの活力向上」、「安全・安心な環境づくり」の三つが挙げられています。具体的には、「生活の利便性向上やまちの活力向上」では地域内交通や買い物など生活の利便性向上や、求職者と求人のミスマッチ解消などがその内容に含まれており、「安全・安心な環境づくり」では、防災態勢の強化や子育て環境の充実、保健・医療体制の充実が含まれています。本調査から見出した課題の多くもこの三つの課題に含まれるものではありませんが、より具体化して表現されているものであると言えます。

他方、本調査で見出した課題のうち、「市民参加・市民協働の必要性についての住民意識の醸成」や「福祉意識の醸成」、「10 地区それぞれの特性を踏まえた施策の検討」については三つの課題に含まれているものとは言えず、現状では課題としての認識は薄いと言えます。本計画の中で十分に検討すべき課題となっています。

2 地区別市民懇談会

地区別市民懇談会は、以下のとおり実施しました。

- ① 開催地区：神戸地区・富崎地区・館山地区など、合併前の旧市町村 10 地区
- ② 実施期間：2022（令和4）年 11 月 19 日～12 月 10 日
- ③ 参加者数：各地区 3 人～16 人（10 地区合計 105 人）
- ④ 開催方法：1 グループを 6 人前後に分けたワークショップ方式
- ⑤ 話し合ったテーマ：
 - テーマ1 私の地区の良いところ、強み
 - テーマ2 私の地区の課題、解決したいこと
 - テーマ3 こうして解決、地区の課題

「テーマ1：私の地区の良いところ、強み」についてでは、市内10地区のうち北条地区を除く9地区全てで自然の豊かさ、海・山の産物の新鮮さと美味しさが挙げられました。自然と文化に恵まれ、温暖な環境もあってとても住みやすいという評価も圧倒的です。

面積の広い館山市の中で、JR 路線沿い、国道の高速バス路線沿いなどの交通の便が良い地区（館野、九重、船形、那古、豊浦、北条、館山）では、病院・商店・飲食店などが整い、公共施設も充実していることから、暮らしやすいとの評価が見られます。地域に古い歴史と文化もあって、美しい海と富士山の景観、美味しい食べ物と合わせてもっと観光に力を入れてもいいのではというご意見も数多くあります。

「近所付き合いはほどほどにある」という意見が出された北条地区以外は、「近隣の付き合い、人間関係が非常に良い」との声がすべてから挙がっています。北条地区も「近所付き合いはない」というのではなく、「ほどほどにある」のが良いという意味であると捉えられます。こうした現況は、これからの地域福祉の充実、地域での相互扶助の進展に向けて非常に良い条件であり、大切に育むべきこととして評価できます。

「テーマ2：私の地区の課題、解決したいこと」についてでは、ほぼどの地区からも少子高齢化問題が挙げられました。少子高齢化は、子供が減少し高齢者が増えるということに起因する次のような様々な現象を、館山市の各地域でも引き起こしています。少子高齢化の進展という非常に困難な事態に根本的な原因を持つ次のような現象をどのように改善していくのかが、非常に大きな課題となっています。

- ・農地管理が難しくなり、耕作放棄地が増加している
- ・土地の利用・活用ができなくなる
- ・空き家が増加している

- ・山や耕作地の荒廃、自然環境の悪化等による有害鳥獣の被害が増えている
- ・地域での人と人との繋がりが希薄化してきている
- ・繋がりの希薄化、若者の減少等により地域コミュニティ組織の運営が困難になってきている
- ・若者がおらず、地域産業や地域組織で後継者が不足している

さらに、市内の各地区間で違いがあるものの、買い物や通院の足となる公共交通機関が不便で、生活がしづらいという課題もあります。生活の利便性が向上できない地区はますます人口が減少することも考えられ、地域福祉の推進上で決して放置することのできない重要な課題であると言えます。

地区の課題への解決のアイデアを出し合う「テーマ3：こうして解決、私の地区の課題」についてのセッションは、なかなか難しかったようです。例えば少子高齢化の進展に関しては、「地区役員に若い人を入れる」や「地域で子供、高齢者を見守る」、「多世代交流の場をつくる」、「地区のコミュニティ委員会組織の充実を図る」など、地域の皆さんの合意形成ができればかなり実現できる可能性のあるアイデアも出されていましたが、「私の地区の良いところ、強み」でほとんどの地区からあがっていた「近隣の間関係の仲の良さ」、「コミュニティの強いつながり」をどのように活かしてそれらを実現するのか、あるいは地区に中にかなり存在している社会福祉法人・社会福祉施設の地域貢献機能との連携まで踏み込んだ提案には、もう一歩つなぎきれませんでした。

「コミュニティの充実」に関わる事柄についても同様にいうことができます。既存組織の活用や地区役員の後継問題、様々な交流の「場」づくりで、民生委員協議会や連合町内会、観光協会、市の市民協働の所管課、市社会福祉協議会などどのように連携協働していくのかをもう少し具体的に提案していく必要があります。

地区市民懇談会では提起されきれなかった幾つかの課題も見ておく必要があります。それは、現にいま様々に生活課題を抱えているであろう、次のような「当事者」と思われる方々の参加がほとんど確認できず、そうした「当事者」の皆さんが抱える次のような課題・暮らしの困難さがあまり提起されきれませんでした。

- ・子育て世代の方
- ・中・高・大学などの学生の方、青年層の市民
- ・身体・知的・精神等の障がいを持つ方
- ・様々な要因により生活困窮・生活保護受給中の方
- ・孤立・孤独の状況に置かれている方、あるいは、それらのために引きこもらざるを得なくなっている方
- ・8050問題を抱えている方

- ・ 高齢者・障がい者の家族を在宅で介護している方（ヤングケアラーも含めて）
- ・ 一人暮らしの高齢者や障害者で、入所・入院・住宅賃貸時の保証人がいなかったり、孤独死の不安等を持っていたりする方
- ・ 外国人の方

3 関連専門職団体・機関ヒアリング

関連専門職団体・機関ヒアリングは、以下のとおり実施しました。

- ① 調査対象団体：市社会福祉協議会、地域包括支援センターなど 10 団体
- ② 実施期間：2022（令和4）年 10 月
- ③ 調査方法：ヒアリングシートを配布
- ④ 調査項目：
 - ・ 業務概要
 - ・ 職員数（うち専門職の人数）
 - ・ 制度の狭間の問題
 - ・ 多問題世帯の相談
 - ・ 地域との連携
 - ・ 専門職から見た館山市で取り組むべき課題
 - ・ 貴団体が抱えている問題
 - ・ 貴団体が取り組みたいと考えているテーマ・事業

調査結果からは、制度の狭間に落ち込んでいる具体的な例や、多問題を抱え込んでいる世帯からの相談例など具体的な事例がたくさん挙がってきましたが、ここではヒアリング結果から明らかとなった、館山市内の専門職が必要と考えている館山市の課題やニーズを示します。

（1）多問題家族における精神障がい者支援への必要性

多くの関係団体が精神疾患を抱える利用者のいる多問題家族への対応に困難を感じています。病院未受診、自殺念慮を抱く利用者も専門職から指摘されています。

（2）夜間緊急時対応の送迎サービスの必要性

独居高齢者等を中心に、夜間時の体調不良や緊急時対応において送迎に困難を抱えている専門職がたくさんいます。通院時のみならず、治療を終えた後、自宅へ帰る際もタクシー等の確保も難しく送迎が課題となっています。

（3）移動支援の充実強化の必要性

人工透析患者の介護タクシー利用の増加による介護タクシーの不足等、移動へのニーズが高く、ニーズ充足が不足する傾向にあります。

（4）人材確保・人材不足対策の必要性

高齢者相談においても精神保健福祉士が必要なケースも増えており、多くの団体で

慢性的な人材不足を抱えています。

(5) 小地域活動を支える人材の配置の必要性

生活支援体制整備事業においても第2層の生活支援コーディネーターが配置されていない点等、地域住民の活動を支える体制が十分に確保されていないと専門職は感じています。

(6) 生活保護・生活困窮世帯への対応の必要性

専門職が取り上げた事例の多くは、生活保護世帯や家賃滞納や家計管理、就労支援等の生活困窮問題を抱えているケースが多くなっています。

(7) ひきこもりケースの増加

国において孤独・孤立対策で指摘されているひきこもりケースが、館山市においても専門職から多く取り上げられています。

(8) 保証人、成年後見人等権利擁護支援の必要性

身寄りのない単身高齢者も増加傾向にあり、家族がいても障害や要介護状態等で後見人や保証人になれないケースが専門職から指摘されています。

(9) 包括的支援体制構築の必要性

専門職の多くが分野横断的な相談に応じられるようワンストップ窓口や包括的支援体制を求めている声が多く、重層的支援体制整備事業についても指摘があります。

(10) インフォーマルな社会資源の不足

専門職は、通いの場や居場所など、地域の中でのインフォーマルな活動や社会資源の不足を指摘しており、地域アセスメントによる社会資源の見える化も必要です。

(11) 圏域設定の不足と明確化の必要性

館山市は、5つの日常生活圏域と15地区の地区社協圏域を有しています。しかし、この圏域ごとの活動があまり専門職から指摘されていません。それよりも、通いの場の不足や生活支援コーディネーターの配置がないこと等、圏域ごとの活動が不足していると考えられる指摘が多くなっています。

(12) 専門職向け研修の不足と必要性

館山市内の専門職は、コロナ禍の影響もあり、十分な研修を各法人が実施できていないことが指摘されています。コロナ禍によって多くの負担が職員にかかっている一方で、新たな国の動向等を学ぶ機会が専門職として不足していると感じています。これら研修の機会を館山市として確保していくことは、職員の燃え尽き症候群（バーンアウト）を緩和させ、働き続けることを支援することにもつながると考えられます。

この調査では、市民意識調査や地区市民懇談会では現れにくい専門職ならではの課題が指摘されています。これらの課題を真摯に受け止め、館山市内の保健・医療・福祉の専門職の方々と市行政・市社会福祉協議会、そして市民が広く繋がり連携・協働して課題解決に向かっていくことが欠かせません。

第3節 国、千葉県及び近隣自治体の動向

1 国の動向 ― 地域共生社会の実現へ向けた近年の制度改革

2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革で措置制度からの転換を図り、地域福祉を中心としたソーシャルインクルージョンとノーマライゼーションの社会を確立することが目指されました。しかし、21世紀に入ってますます進む少子高齢社会の下での福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえて、縦割りでの単独の相談機関では十分に対応しきれない事例の増加や、「制度の狭間」の課題も認識されるようになってきました。そこで、複合的な生活課題を抱える住民への包括的な支援システムの必要性が高まり、「地域包括支援体制」を構築して誰もが支え合う「地域共生社会」の実現、そのため様々な生活課題を地域全体が「我がこと」として受け止め、「丸ごとつながる」事で地域を創っていく「地域共生社会」の考え方が、「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（2015（平成27）年）、「ニッポン一億総活躍プラン」（2016（平成28）年）で位置付けられました。

これにより、2017（平成29）年には「地域共生社会」は今後の福祉を貫く「基本コンセプト」とされ、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されたところです（平成29年2月・厚生労働省地域共生社会実現本部）。

これらを受けて2017（平成29）年に社会福祉法が改正され、同法第106条の3において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備する」ことに市町村が務めることとされ、同時に、地域福祉計画が市町村の福祉の各分野における共通事項を定める上位計画として位置付けられ、2018（平成30）年4月に施行されました。

この時の改正法の附則において「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」と規定されましたが、これがいま全国の市町村で取り組みが始められている重層的支援体制整備事業のルーツです。

これを受けて「地域共生社会推進検討会」が2019（令和元）年12月に、重層的支援体制整備事業の考え方、実施内容について「最終とりまとめ」を公表し、「地域共生社会」の実現に向けて包括的な支援体制を整備するために、社会福祉法第106条の4に「重層的支援体制整備事業」の実施が明記され、市町村が、①相談支援、②

参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施することができるとして、改正社会福祉法が2021（令和3）年4月に施行されました。

「相談支援」とは、包括的な相談支援体制を作ることで、属性や世代を問わずに相談を受け止め、多機関の協働をコーディネートし、アウトリーチも実施します。「参加支援」とは、既存の地域資源も活用しつつ、制度の狭間のニーズにも対応し、就労支援や見守り等居住支援を行います。「地域づくりに向けた支援」とは、住民同士の顔の見える関係性の育成を支援し、交流の場や居場所を確保し、多分野のプラットフォームの形成を支援します。この3つの支援を通じ、継続的な伴走支援、多機関協働による支援を実施するとともに、相談支援と地域づくり事業を一体的に実施する体制を整備するのが「重層的支援体制整備事業」です。

これは、これからの地域福祉の基本的な方向を示したものであり、地域共生社会の実現を目指す重層的支援体制整備事業の実施が地域福祉充実のためには不可欠であることを明らかにしたものです。

2 千葉県の動向

千葉県では、平成16年3月に千葉県地域福祉支援計画を策定し、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。第三次地域福祉支援計画が令和2年度（令和3年3月）に満了していることにともない、現在は、第四次地域福祉支援計画（計画期間：令和5年度から令和8年度までの4年間）がスタートしています。同計画によると、計画の対象者は、「子ども、女性、障害のある人、高齢者、支援や配慮が必要な人など、全ての県民」とあり、上記に加え「若者、働く世代、支援や配慮が必要な人や外国人など」も明記し、「全ての県民」が計画の対象者であるとしています。

第三次計画から継承すべき主な点として、第一に、「地域福祉を推進するための施策」として、「子ども、障害のある人、高齢者など対象者の別にとらわれず、24時間・365日体制で福祉に関する総合相談等を行う『中核地域生活支援センター』や、「地域福祉フォーラム」の設置等」を提示しています。

第二に、「健康づくり・医療・福祉の連動、地域社会づくりの推進体制の構築、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめとする地域福祉を支える人材の確保・育成と資質向上、生涯を通じた福祉教育、福祉人材の確保・育成・定着対策、相談支援機能等の確保・充実などに取り組んでいく方向性」が提示されています。

第三に、「日常生活圏（自治会・町内会）、小域福祉圏（小中学校区）、基本福祉圏（市町村圏）、広域福祉圏（健康福祉センター圏及び全県域）の4つの圏域のそれぞれの役割の考え方」が提示されています。

第四に、「地域福祉を推進していく、『市町村と県の役割』が提示されています。

また、計画骨子案が見直されるにあたっては、以下の点が踏まえられています。第一に、「少子高齢化、人口減少社会、地域のつながりの希薄化や社会的な孤独・孤立化の問題など、地域社会を取り巻く現状が変化している」こと。第二に、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで顕在化していなかった課題等がより浮き彫りになった」こと。第三に、「このような課題への解決や社会情勢の変化、第3次計画策定以降の国の動向に対応するため、以下の6項目の観点から課題等を整理し、現状の課題等と第四次計画における対応を精査し、骨子案の見直しを行った」ことで、その6項目とは、以下の通りです。

- 1 少子高齢化や人口減少社会
- 2 地域における支援を必要とする方々の状況
- 3 社会環境の変化
 - 家庭や社会構造の変化
 - 地域社会の変化
 - 福祉人材の不足 など、12項目
- 4 地域福祉関連制度の動き（重層的支援体制整備事業などの改正社会福祉法の反映）
- 5 市町村への支援（単独市町村では解決できない地域生活課題など）
- 6 都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

3 近隣自治体の動向

館山市は、鴨川市、南房総市、鋸南町と安房地域3市1町として、千葉県保健医療計画（平成30年度～令和5年度、令和4年1月中間見直し）に基づく第二次保健医療圏を形成しています。地域福祉の推進において、保健・医療との連携は不可欠であることから、広域の視点も含めて安房地域の自治体の動向を踏まえることも大切です。

（1）鴨川市

鴨川市では、市民の協働による地域の特性に応じた健康福祉の一体的かつ総合的な推進を図るため、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」と、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」を一体的にとらえ、2010（平成22）年度に「鴨川市健康福祉推進計画」を策定し、住み慣れた地域でいつまでも健康で、安心して生活できる地域づくりを推進しています。現在は、2016（平成28）年度からの第2期計画を経て、これまでの取り組みを維持しつつ、より発展させていくことを目的に、2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間を計画期間とす

る「第3期鴨川市健康福祉推進計画」を策定し、実施しています。なお、「健康増進計画」には、「市町村食育推進計画」及び「市町村自殺対策計画」を、「地域福祉計画」には、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含しています。

さらに、鴨川市社会福祉協議会が策定する、より具体的な市民の活動・行動のあり方を定めた「鴨川市地域福祉活動計画」を一体的に策定しています。

また、鴨川市では、4地区それぞれに配置した総合相談センターを中心とし、様々な主体が重なりあいながら重層的支援体制整備事業を進めていくこととしています。

鴨川市健康福祉推進計画の目標像

「みんなで取り組もう 一人ひとりが輝く『元気』のまち 鴨川」

を実現するために、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、市民の皆さん、関係団体との連携を図りながら、「自立」「共生」「公共」による新たな地域共生社会の実現に取り組むこととしています。

（2）南房総市

2006（平成18）年3月20日の安房郡富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町の6町1村の合併後18年が経過し、この間少子高齢化現象を始め様々な社会変化により、福祉を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画は、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」と地域住民と、地域福祉の担い手であるボランティア、NPO等の民間団体が自主的・自発的に取り組む指標として社会福祉協議会が中心となり策定する「地域福祉活動計画」の双方を含み、一体的に策定したものです。同計画は、千葉県の『第三次千葉県地域福祉支援計画（2015年度～2020年度）』とその後継計画、千葉県社会福祉協議会の『千葉県版「社協・生活支援活動強化方針」』等との整合・連携を図ることを明記しています。

また、『第2次南房総市総合計画』の内容を踏まえた個別計画であり、「総合計画」と福祉等の各個別計画の中間に位置づけ、「総合計画」の方針や施策と、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすと同計画を位置付け、市が策定している他の各種計画等との整合・連携を図ることとしています。また、計画期間は、2020（令和2）年度から2025（令和7）年度までの6年間です。

（3）鋸南町

鋸南町は、2022（令和4）年3月に、初めて鋸南町地域福祉計画と鋸南町地域福祉活動計画を一体的に策定しました。地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために

必要となる施策の内容や体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくこととしています。福祉分野の上位計画であり、共通して取り組むべき事項を盛り込むなど分野横断的な計画となっています。また、鋸南町総合計画や千葉県の計画と整合を取りながら、関連計画と連携し、計画を進めていくことを明記しています。

また、地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するための民間（地域等）の計画であり、社会福祉協議会を核として、地域と一体となって地域福祉を進めるための取り組み等を記載した計画です。地域福祉計画と地域福祉活動計画を合わせて策定することで、鋸南町として目指す地域福祉の方向性を整理し、地域共生社会の実現に向けて、一体的に地域福祉を推進していくとしています。

計画期間は、他の計画期間を踏まえ、2022（令和4）年度から2029（令和11）年度までの8年間としています。

圏域については、鋸南町は、保田地域、佐久間地域、勝山地域の3地域があり、行政区、班などで地域での活動が行われていますが、それぞれの活動や取り組み等によって活動範囲や連携体制の範囲が異なるため、「身近な圏域」を「鋸南町全域」とし、地域福祉を進める1つの圏域として定めることとしています。

第4節 館山市における地域生活の課題

前節までを踏まえると、館山市における地域生活の課題は次のように整理できます。

地域福祉を進める「人づくり」の課題としては、

- ① 市民福祉意識の醸成
- ② 市民参加・市民協働の必要性についての住民意識の醸成
- ③ 地区活動の活性化や担い手の育成（参加しやすい地区活動の創設）
- ④ 若者の定着、地域産業や地域組織の後継者育成
- ⑤ 地域コミュニティ組織運営の活性化
- ⑥ 地域での人と人との繋がりの一層の強化

暮らしやすい安全・安心の「地域づくり」の課題としては、

- ① 生活保護・生活困窮世帯への支援
- ③ 生活課題を抱える世帯における精神障がい者支援
- ④ 公園など子どもの安全な遊び場の整備
- ⑤ 災害時の防災・減災体制の整備
- ⑥ 買い物・通院などへの移動支援の充実強化
- ⑦ 道路環境・公共交通機関などの交通インフラの整備
- ⑧ 耕作放棄地・空き家の増加・獣害の増加等への対策の強化
- ⑧ 夜間緊急時対応の送迎サービスの必要性
- ⑨ 農福連携、水（産業）福連携などによる働く場の確保

“暮らしにくさ”に向き合う「福祉サービス基盤づくり」の課題としては、

- ① 保健・福祉・介護の専門職人材の養成・確保、人材不足の解消
- ② 質が高く、使いやすい福祉・介護サービス基盤の整備
- ③ 家族介護者、ヤングケアラーへの支援の充実
- ⑤ 子育て環境の整備、児童虐待への対応の強化
- ⑥ 孤立・孤独の解消、引きこもりの方への支援の充実
- ⑦ 自殺予防対策の強化
- ⑧ 高齢者・障がい者の権利擁護、意思決定の支援・保障の充実
- ⑧ 保証人、成年後見人等権利擁護支援の強化
- ⑨ 10 地区それぞれの特性を踏まえた施策の検討

地域包括的支援の「仕組みづくり」の課題としては、

- ① 身近な困り事について相談できる場所の整備
- ② インフォーマルな社会資源の充実
- ③ 市や社会福祉協議会等と市民の連携・協働意識の強化と方法論の検討

- ④ 民生委員・児童委員についての周知、広報の強化
- ④ アウトリーチ型支援の強化
- ⑤ 圏域設定の調整と明確化
- ⑥ 専門職向け研修の充実
- ⑦ 小地域活動を支える人材の配置

重層的支援体制整備事業実施へむけた「準備と組織づくり」の課題としては、

- ① 「重層的支援体制整備事業実施計画」策定の準備
- ② 重層的支援体制整備事業の一部先行実施
- ③ 「館山市福祉基本条例」（仮称）制定の検討